



# 土地・家屋価格等縦覧帳簿等を公開

## ●縦覧制度が改正されました

納税者の皆さんが他の土地や家屋と比較して、自らの土地や家屋の評価額が適正かどうか判断できるようにするため、これまでの納税者本人が所有する固定資産に限られていた縦覧制度から、新たに作成される土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、評価額が記載されています）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額が記載されています）により、町内の全ての土地家屋を縦覧できる制度に改められました。縦覧は無料ですので、この機会に縦覧帳簿をご覧ください。

## ●固定資産課税台帳が閲覧できます

縦覧制度の改正を踏まえ、これまで同様、納税義務者のかたが固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を確認することができるようになるとともに、借地人・借家人等のかたに対して使用または収益の対象となる部分についての固定資産税の課税内容を明らかにするために、固定資産課税台帳の閲覧制度が法定化されました。なお、縦覧期間中の納税義務者に対する閲覧を除き一件につき300円の手数料がかかります。閲覧は、4月1日以降閉庁日

い。

期間

4月1日(火)～6月2日(月)(土)

曜・日曜・祝日は除く)

時間

午前8時30分～午後5時

場所

役場税務課

縦覧できる人

町内に所在する土地または家屋

の固定資産税の納税者、その家族

等代理権を有するかた

印鑑とご本人の確認ができるもの

に加え代理人のかたは委任状を

ご持参ください。

ご持参ください。

外の勤務時間内であればいつでもできます。持参するものは、本人と代理人のかたは縦覧時と同じですが、借地人・借家人等のかたは賃貸契約書等の証明書類等も併せてご提示ください。



税務課

内線344

# 国民年金の保険料は忘れずに納めましょう

## 便利な口座振替を

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。国民年金の被保険者で、農業や自営業、学生などの「第1号被保険者」は、月額13,300円の保険料を納めなければなりません。保険料を納めるのを忘れてそのままにしていると、将来受け取る年金額が減額されたり、受けられなくなるだけでなく、万一の事故で障害者になったときの障害年

金や、亡くなったときの遺族年金が受けられなくなる場合があります。納め忘れている人は早めに納めましょう。

なお、納め忘れがないように、毎月自動的に口座から引き落とされる「口座振替」が便利です。ご利用をお勧めします。

## 加入して安心障害者扶養共済

万一のとき一生涯終身年金支給

障害者扶養共済は、心身に障害があるため自立困難な人を扶養している保護者が、毎月掛金を納めて万が一の時に残された心身障害者に、一生涯終身年金を支給する制度です。

加入できる条件

県内に住所があること

特別な疾病障害を有しないこと

年齢が65歳未満であること

心身障害者の範囲

知的障害者

身体障害者手帳の1級から3級のかた

精神または身体に永続的な障害を有するかたで、その障害

の程度がとと同等のかた

住民課

内線337

掛金表 (平成15年2月1日現在)

加入時の年齢	掛金月額
35歳未満	3,500円
35歳以上40歳未満	4,500円
40歳以上45歳未満	6,000円
45歳以上50歳未満	7,400円
50歳以上55歳未満	8,900円
55歳以上60歳未満	10,800円
60歳以上65歳未満	13,300円

共済年金の支給  
・1口 月額2万円  
・2口 月額4万円  
掛金額 次のとおりです。

保健福祉課

☎ (84) 4926